

商工業

商工政策課 ☎33-8513

▶ 融資制度

制度名	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
①小口資金融資制度	1,000万円以内	60か月以内	年1.7%以内
②中小企業経営安定特別融資制度	1,500万円以内	7年以内	年1.8%以内
③八代市創業者支援資金融資制度	1,000万円以内	10年以内	年1.65%以内
④八代市創業者支援資金融資制度 特定創業支援事業(※)を受講 ※創業に必要な知識を習得できるセミナー等	1,500万円以内	10年以内	年1.65%以内 -0.10%優遇

▶ 信用保証料補給制度

上記の表①～④による融資を受けた中小企業者が、熊本県信用保証協会に支払う信用保証料に対して補給するもの。

●補助額／信用保証料の半額もしくは全額

▶ 創業支援融資利子補給制度

上記の表④による融資を受けた中小企業者で要件を満たす人へ、利子の全額を1年間補給するもの。

●補助額／利子額の全額

▶ 企業振興促進条例に基づく奨励措置

市内に工場などを新設、または増設する民間事業者に対し、奨励措置を適用するもの。

- ・事業所等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金の交付

▶ 八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金

市内に情報通信業等の事業所を開設する者に対し、奨励措置を適用するもの。

- ・設備投資補助金、事務所賃借料補助金、専用通信回線料等補助金、雇用促進補助金

▶ 八代市産業活性化人材・企業育成支援事業

市内の企業が経営者や従業員に技術向上、研究開発、経営の研修の受講、資格取得等を行わせる場合や副業人材を活用する際に助成を行うもの。

- ・補助率：補助対象経費の2/3以内(要件あり)
- ・限度額：1人7万円以内、1企業15万円以内(要件あり)

▶ 八代市就業資格取得支援助成金制度

求職者が就職のために必要な免許や資格の取得に係る費用(講座等の受講費用・試験等の受験費用など)に対して助成を行うもの。

- ・補助率：助成対象経費の1/2
- ・限度額：5万円以内

所管施設

- 1 やつしろハーモニーホール
☎53-0033
- 2 がらっば広場
☎35-4747(まちなか活性化協議会)

☎八代市の市外局番は 0965 です

- 3 こいこい広場
☎35-4747(まちなか活性化協議会)
- 4 サンライフ八代
☎32-7171
- 5 八代市働く婦人の家「フレンドリーやつしろ」
☎35-6460
- 6 八代高等職業訓練校
☎32-7501
- 7 宮地東サテライトオフィス
☎33-8513(市商工政策課)

農林業

● 営農支援

農林水産政策課 ☎33-4117

新規就農者の確保・育成や、担い手農家の経営支援のための各種事業の相談、申請受付などを行います。

▶ 主な支援制度

認定農業者制度

効率的で安定的な経営体を目指すための5カ年計画「農業経営改善計画」を作成した農業者を市が認定。認定農業者を要件とする国事業を受けられるほか、制度資金においても優遇措置があります。

新規就農者育成総合対策事業

次世代を担う認定新規就農者などの営農を支援するため、経営継承も含めた就農後の経営発展のための機械・施設の導入に対する補助や、経営が不安定な就農初期段階に対して交付金を給付する事業です。

農業制度資金

営農のための運転資金や、機械・施設導入に際しての資金などを借り入れる場合に、金利の負担軽減措置が受けられる場合があります。

● 農業振興地域整備計画

農林水産政策課 ☎33-4117

農業を振興していく上で必要とされる地域を定めた計画。この中の農用地区域については、農業の発展に必要な措置が集中的に行われ、農地以外での土地利用が厳しく制限されています。

計画の変更申出(農振除外)

一定の要件を満たせば、農用地区域内の農地を農地以外の用途で利用することも可能です。その場合、農業振興地域整備計画を変更する必要があり、その受付は、3月、9月の年2回となっています。

● 農地集積事業

農林水産政策課 ☎33-4117

離農などにより耕作が困難となった農地を、規模拡大を希望する担い手農家へ集積することで、耕作放棄地の発生防止や経営コストの削減を図るための事業です。

八代市農地集積対策事業

農地集積による規模拡大に伴い必要となる機械・施設の導入経費の1/2以内(上限100万円または50万円)を補助します。

● 市民農園

問 千丁支所産業建設課 ☎46-1102

市民の皆さんに野菜や花を栽培する場を提供することで、食や農業に対する理解を深めてもらうことを目的に、市民農園を開設しています。

● 千丁ふれあい農園

35㎡×35区画、7.8㎡×2区画(身障者用)

※利用料金についてはお問合せください。

● 土壌分析診断

問 農事研修センター 千丁支所内 ☎30-1671

適切な肥培管理による生産コストの低減と、生産性向上による経営の安定を図ることを目的に土壌分析を行っています。

● 土壌分析診断 10項目 2,030円

※料金については減免措置が受けられる場合があります。

● い業振興対策

問 農業振興課 ☎33-8751

▶ 畳表張替え促進事業

QRコード付きタグの挿入率向上と畳表の消費拡大を目的として、畳表を張替える場合に経費の一部を助成します。

● 対象者

以下の①、②のいずれかを満たす人

- ①市内に住所を有する者で、自らが居住する家屋の畳表の張替え等を行う人
- ②市内に所在する観光関連施設※1において畳表の張替え等を行う人

※1 観光関連施設

市内の宿泊、飲食店、観光施設など、市民や観光客が多く利用する施設(施設の事務所等、観光客等が利用しない場所の張替えは対象外)

● 助成額/畳表1枚につき、1千円。

(上限:①一般住宅 16畳

②観光関連施設 110畳)

● 助成対象となる畳表

「くまもと畳表QRコード付タグ」が挿入されている畳表(畳表持込による張替えは、補助対象外)

● 対象畳店

八代市の小規模工事等契約希望者として登録のある畳店

▶ い業機械再生支援事業

いぐさ専用機械の老朽化、機械メーカーの撤退等による厳しい生産環境を改善するため、生産農家が所有するいぐさ専用機械の修理・オーバーホールを行う場合に経費の一部を補助します。

● 対象者

- ①八代市内に住所を有するいぐさ生産者
- ②①から原草を購入し、畳表に加工して出荷する八代市内に住所を有する人

● 補助対象機械

- ・いぐさハーベスタ
- ・色彩選別機
- ・その他のいぐさ専用機械

● 補助額/経費(消費税を除く)の1/2以内

上限額 ハーベスタ、織機、移植機、乾燥機
20万円

その他のいぐさ専用機械 10万円

● 産地の取り組み

問 農業振興課 ☎33-8751

▶ くまもと畳表QRコード付タグ

外国産との差別化、産地偽装防止を目的として、生産者が畳表1枚ごとに「くまもと畳表QRコード付タグ」を挿入しています。

QRコードを読み取るだけで、生産者情報や栽培履歴などを見ることができます。

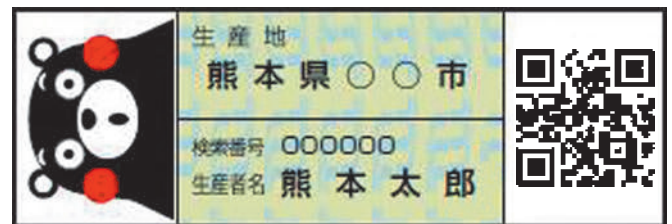
● 条件

以下の①から③の要件を満たすもので熊本県い業協同組合の確認を受けたもの

①熊本県産いぐさを原料としたもの

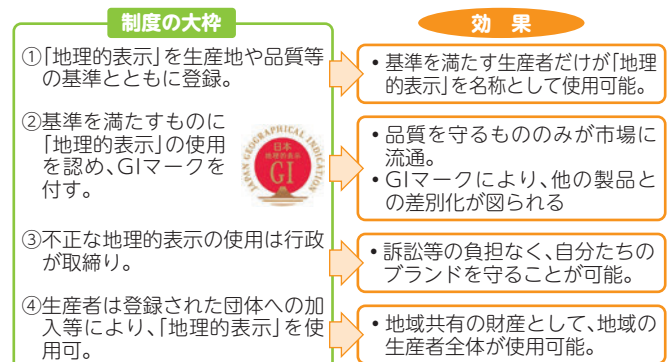
②県証糸が使用されたもの

③天然染土100%で、着色剤が使用されていないもの



▶ 地理的表示保護制度(GI)

地理的表示保護制度(Geographical Indication)とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質などの特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称(地理的表示)が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度です。



「くまもと県産い草」「くまもと県産い草畳表」「八代特産晩白柚」「八代生姜」「くまもと塩トマト」は、農林水産省の地理的表示保護制度(GI)に登録されています。

この登録によって、基準を満たす生産者だけが「地理的表示」を名称として使用でき、高品質のものだけが、GIとして市場に流通します。



GIシール

▶ 有害鳥獣防護柵設置事業補助金

問 農業振興課 ☎33-8751

イノシシ、シカなどの獣類やカモ、カラスなどの鳥類による農作物の被害を防止するために、防護柵や防鳥ネットの購入に係る経費の一部を助成します。

- **対象者**／八代市内に住所を有し、市税の滞納がなく、次のいずれかに該当する人
 - ・ 農業所得の申告を行っている人
 - ・ 対策を行う農地が概ね3a以上であること
- **補助額**／資材購入経費の1/2以内の額(農地1か所当たりの上限額2万円(ソーラーパネル式電気柵の場合は上限額4万円))

● 森林の土地を取得したとき

☎ 水産林務課 ☎ 33-4119

森林の土地を新たに取得(新規に取得または相続等)した場合は、届出が必要です。

届出の手続き

- ① 届出書(森林法施行第7条1項)

- ② 当該土地の位置を示す地図
- ③ 当該土地の登記事項証明書その他届出の原因を称する書面

● 八代産材の利用促進

八代産の木材を使用した木造住宅の新築、改築、増築またはリフォームを行う場合に木材の使用量に応じて経費の一部を助成します。

新築の場合 床面積×4千円/坪(上限20万円)

増改築の場合 床面積×4千円/坪(上限10万円)

増築、リフォーム等の場合

木材使用材積数量×1万円/立米(上限10万円)

※詳細は問い合わせください。

フードバレーやつしろ(6次産業化・農商工連携・国内外販路開拓)

☎ フードバレー推進課 ☎ 33-8780

「フードバレーやつしろ」とは、本市が有する豊富な農林水産物やそれらを活用した加工品の高付加価値化や、食品関連産業の集積など、「食」に関連するあらゆる産業の振興・発展を促進することで地域活性化を図る取り組みです。

また、熊本県では「くまもと県南フードバレー推進協議会」を設立し、県南地域(八代、水俣・芦北、人吉・球磨)の15市町村を対象にフードバレーの取り組みを進めています。

当協議会では、展示会への出展支援や商品開発支援、バイヤーを招へいた個別商談会の開催やセミナーを実施するとともに、メールマガジンで各種助成金の情報提供なども行われています(入会無料)。

八代市では、「6次産業化・農商工連携支援」「国内販路開拓支援」「海外販路開拓支援」をテーマにさまざまな支援を行っています。

1. 6次産業化・農商工連携

生産・加工・販売の取り組みを農林水産業者が行う「6次産業化」や、農林水産業者と食品製造業者が連携した商品づくりなどにおけるさまざまな課題解決を支援しています。また、新商品開発や、既存商品のブラッシュアップのお手伝いも行っています。

2. 国内販路開拓

国内における販路開拓に取り組みたい生産者や事業者の皆さまを支援しています。小売店や飲食店などへの商品提案に加えて、市内の農林水産物や一次加工品などを食品メーカーなどへ提案しています。

3. 海外販路開拓

輸出に関するセミナーやワークショップの開催、海外バイヤーの招へい、展示会出展などを通して、海外への販路開拓に取り組む生産者や事業者の皆さまを支援しています。

● 支援制度

上記の2～3は、各分野における専門家(アドバイザー)と市が連携して事業者の皆さまを支援します。

● 補助制度

商品開発や国内販路、海外販路に関する補助制度についてはフードバレー推進課へ問い合わせください。

Food loss



食べ物をムダにしない 食品ロスを減らすためにできること



本来、食べられるのにさまざまな理由から捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。食品ロスは「もったいない」だけでなく、増えたゴミの廃棄に多くのコストがかかっていることも大きな問題です。

① 買いすぎない ☒

買いに行く前に食品棚や冷蔵庫をチェックしよう。重複買いを防止します。

② 作りすぎない ☒

食べきることができる量を決めましょう。作りすぎたら、アレンジレシピを活用しましょう。

③ 食べきる ☒

家でも外でも、食べられる分だけ食卓へ。外食時は、残した料理を持ち帰ることができるかチェック。



出典元：環境省広報誌ecojin(エコジン)「環境、エネルギー問題につながる食品ロスの話」より <https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/feature1/20220105.html>

● 農地利用の最適化の取り組み

農業委員と農地利用最適化推進委員は、農業生産力の増進を支援する組織として、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に取り組んでいます。

● 農地の利用状況調査(農地パトロール)について

毎年9月頃に、管内の全ての農地の利用状況を調査します。(農地法第30条)

利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地と判断された場合、毎年12月末頃までに所有者等に対する利用意向調査を実施します。(農地法第32条)

また、遊休農地状態が継続しないように、農地の利用増進に向けてあつせん、その他利用調整を行います。(農地法第34条)

● 農地を売買・賃借するとき

売買、賃借などにより農地の権利(所有権・賃貸借権・使用貸借権など)を移転や設定するには、農業委員会の許可が必要です。(農地法第3条)

許可の条件

次の条件に適合する場合に、権利の移転や設定ができます。

- ①農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるもの。(全部効率利用要件)
- ②法人の場合は、農地所有適格法人であること。(農地所有適格法人要件)
※賃借であれば農地所有適格法人の要件を満たすことは不要
- ③農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか。(農作業常時従事要件)
- ④取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないか。(地域との調和要件)

許可基準の詳細については農業委員会に問い合わせください。

許可申請手続き

許可申請には、次のものが必要となります。

- ①申請書
- ②売買・貸し借りする農地の全部事項証明書、字図
- ③その他必要な書類(事務局などに問い合わせください)

● 農地を転用するとき

農地を農地以外(宅地や雑種地など)で使用するときは、農業委員会の転用許可が必要です。

農地の転用は、農地法をはじめ、その他の法律で規制されている土地もあります。計画にあたっては、事前に農業委員会と十分協議をお願いします。

許可申請

許可申請は、その内容によって次の2つに分かれます。

- 農地法第4条申請…自分の所有する農地を所有者自身が転用するとき。
- 農地法第5条申請…自分の所有する農地を所有者以外の人が買ったり、借りたりして転用するとき。

農業振興地域農用地内の転用について

農業振興地域農用地内の農地を転用するときは、事前に「農業振興地域農用地除外認定」が必要となります。(ただし、除外できない農地もあります。)

● 相続等により農地の権利を取得したとき

(農地法第3条の3第1項の規定による届出書(農地の相続等の届出書))

※相続登記等の完了後に農業委員会へ届出が必要です。

届出が必要な人

農地法許可を要せずに以下の理由で農地の権利を取得した人

- 相続(遺産分割・包括遺贈を含む)
- 法人の合併・分割
- 時効

届出の手続き

- ①届出書(農地法第3条の3第1項)
- ②相続が確認できる登記完了書等の写し

※相続により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました(不動産登記法第76条の2第1項)。

● 農地中間管理事業

農地の貸し借りを円滑に行うために、熊本県農業公社が、農地の貸し手と借り手の間にたち、相談、貸し借り、賃借料の徴収・支払などの業務を行います。